

米子市建設工事等請負業者選定事務処理要綱の一部を改正する要綱

米子市建設工事等請負業者選定事務処理要綱（平成19年6月1日施行）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前																			
<p>第5 指名業者の推薦等</p> <p>1 推薦等の手続</p> <p>(1) 事業主管課長又は依頼工事における受託課長（以下「内申者」という。）は、建設工事等請負業者審査票（以下「審査票」という。）により指名業者の推薦を総務部契約検査課長に行うものとする。ただし、米子市工事希望型指名競争入札実施要領に基づき入札を行う場合には、内申者は、発注区分を起工稟議書に記載し、総務部契約検査課長合議を受けるものとする。</p> <p>(2) [省略]</p> <p>2 [省略]</p> <p>別表1（第3-1、第4関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>土木一式工事（一般）</th> <th rowspan="3">[省略]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A級</td> <td><u>2,000万円</u>以上</td> </tr> <tr> <td>B級</td> <td><u>2,000万円</u>未満 <u>1,000万円</u>以上</td> </tr> <tr> <td>C級</td> <td><u>1,000万円</u>未満</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 [省略]</p> <p>[表省略]</p>		区分	土木一式工事（一般）	[省略]	A級	<u>2,000万円</u> 以上	B級	<u>2,000万円</u> 未満 <u>1,000万円</u> 以上	C級	<u>1,000万円</u> 未満	<p>第5 指名業者の推薦等</p> <p>1 推薦等の手続</p> <p>(1) 事業主管課長（<u>依頼工事においては受託課長。</u>以下「内申者」という。）は、建設工事等請負業者審査票（以下「審査票」という。）により指名業者の推薦を総務部契約検査課長に行うものとする。ただし、米子市工事希望型指名競争入札実施要領に基づき入札を行う場合<u>においては</u>、内申者は、発注区分を起工稟議書に記載し、総務部契約検査課長合議を受けるものとする。</p> <p>(2) [省略]</p> <p>2 [省略]</p> <p>別表1（第3-1、第4関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>土木一式工事（一般）</th> <th rowspan="3">[省略]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A級</td> <td><u>1,500万円</u>以上</td> </tr> <tr> <td>B級</td> <td><u>1,500万円</u>未満 <u>800万円</u>以上</td> </tr> <tr> <td>C級</td> <td><u>800万円</u>未満</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 [省略]</p> <p>[表省略]</p>		区分	土木一式工事（一般）	[省略]	A級	<u>1,500万円</u> 以上	B級	<u>1,500万円</u> 未満 <u>800万円</u> 以上	C級	<u>800万円</u> 未満
区分	土木一式工事（一般）	[省略]																			
A級	<u>2,000万円</u> 以上																				
B級	<u>2,000万円</u> 未満 <u>1,000万円</u> 以上																				
C級	<u>1,000万円</u> 未満																				
区分	土木一式工事（一般）	[省略]																			
A級	<u>1,500万円</u> 以上																				
B級	<u>1,500万円</u> 未満 <u>800万円</u> 以上																				
C級	<u>800万円</u> 未満																				

別表 2 (第 3 - 1 関係)

区分	土木一式工事(一般)		建築一式工事(一般)		電気及び管工事	
	上限額	下限額	上限額	下限額	上限額	下限額
A 級		<u>1,500 万</u> 円以上				
B 級	<u>3,000 万</u> 円未満		[省略]		[省略]	
C 級	<u>1,500 万</u> 円未満					

備考 [省略]

区分	新築、増築大規模改修を除く 建築一式工事(一般)		新築、増築大規模改修を除く 電気及び管工事	
	上限額	下限額	上限額	下限額
A 級				
[省略]				

備考 [省略]

別表 2 (第 3 - 1 関係)

区分	土木一式工事(一般)		建築一式工事(一般)		電気及び管工事	
	上限額	下限額	上限額	下限額	上限額	下限額
A 級		<u>800 万円</u> 以上		<u>5,000 万</u> 円以上		<u>1,500 万</u> 円以上
B 級	<u>2,300 万</u> 円未満	<u>500 万円</u> 以上	[省略]		[省略]	
C 級	<u>1,300 万</u> 円未満					

備考 [省略]

区分	新築、増築大規模改修を除く 建築一式工事(一般)		新築、増築大規模改修を除く 電気及び管工事	
	上限額	下限額	上限額	下限額
A 級		<u>1,200 万円以上</u>		<u>800 万円以上</u>
[省略]				

備考 [省略]

備考 表中の [] の記載は、注記である。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行し、この要綱による改正後の米子市建設工事等請負業者選定事務処理要綱の規定は、令和 2 年 4 月 1 日以後に公表する指名競争入札に係る指名業者（同要綱第 1 に規定する指名業者をいう。）の選定について適用する。